



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年 7月31日木曜日 第1985号外 1

◇ 目 次 ◇
規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する
訓令.....16

規 則

○愛媛県規則第50号

温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

温泉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 条 省略 <u>（掘削・増掘のための施設等変更許可申請書）</u></p> <p>第 6 条 省令第 4 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、掘削・増掘のための施設等変更許可申請書（様式第 5 号）とする。 <u>（工事完了・廃止届出書）</u></p> <p>第 7 条 省令第 5 条第 1 項に規定する届出書は、土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書（様式第 6 号）とし、<u>同条第 2 項に掲げるもののほか、掘削工事又は増掘工事が完了した場合にあつては次に掲げる書類等を、動力装置工事が完了した場合にあつては第 3 号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 <u>（増掘・動力装置許可申請書）</u></p> <p>第 8 条 省令第 6 条第 1 項に規定する申請書は、増掘・動力装置許可申請書（様式第 7 号）とし、<u>同条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>増掘又は動力装置の目的を具体的に明示した利用計画書</u> (2) <u>縮尺 1 万分の 1 の地図（増掘地点又は動力装置地点から半径 1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該増掘地点又は動力装置地点との距離を記載すること。）</u> (3) <u>増掘地点又は動力装置地点を明示した写真</u> (4) <u>その他知事が必要と認めた書類等</u></p> <p><u>（温泉採取許可申請書）</u></p> <p>第 9 条 省令第 6 条の 2 第 1 項に規定する申請書は、温泉採取許可申請書（様式第 8 号）とする。 <u>（温泉採取許可を受けた法人の合併・分割承認申請書）</u></p> <p>第 10 条 省令第 6 条の 4 第 1 項に規定する申請書は、温泉採取許可</p>	<p>第 5 条 省略</p> <p><u>（工事完了・廃止届出書）</u></p> <p>第 6 条 省令第 5 条 _____ に規定する届出書は、土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書（様式第 5 号）とし _____、掘削工事又は増掘工事が完了した場合にあつては次に掲げる書類等を、動力装置工事が完了した場合にあつては第 3 号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略 <u>（増掘・動力装置許可申請書）</u></p> <p>第 7 条 省令第 6 条第 1 項に規定する申請書は、増掘・動力装置許可申請書（様式第 6 号）とする。</p> <p>_____</p> <p><u>2 第 2 条後段の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第 1 号中「温泉利用」とあるのは「増掘又は動力装置」と、同条第 2 号及び第 3 号中「掘削地点」とあるのは「増掘地点又は動力装置地点」と読み替えるものとする。</u></p>

を受けた法人の合併・分割承認申請書（様式第9号）とする。

（温泉採取許可を受けた者の相続承認申請書）

第11条 省令第6条の5第1項に規定する申請書は、温泉採取許可を受けた者の相続承認申請書（様式第10号）とする。

（可燃性天然ガス濃度確認申請書）

第12条 省令第6条の7第1項に規定する申請書は、可燃性天然ガス濃度確認申請書（様式第11号）とする。

（確認を受けた者の地位承継届出書）

第13条 省令第6条の8第1項に規定する届出書は、確認を受けた者の地位承継届出書（様式第12号）とする。

（温泉採取のための施設等変更許可申請書）

第14条 省令第6条の10第1項に規定する申請書は、温泉採取のための施設等変更許可申請書（様式第13号）とする。

（温泉採取事業廃止届出書）

第15条 省令第6条の11第1項に規定する届出書は、温泉採取事業廃止届出書（様式第14号）とする。

第16条 省略

（工事着手届出書の提出）

第17条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事の着手前7日までに土地掘削・増掘・動力装置工事着手届出書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

（工事状況届出書の提出）

第18条 掘削等の許可を受けた者は、掘削工事又は増掘工事が完了予定期日までに終了しなかつた場合は、以後、当該工事が終了するまで1箇月ごとに、土地掘削・増掘工事状況届出書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（掘削等の影響）

第19条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手した後、法第4条第1項第1号から第3号までに規定する事由があることを知つたときは、直ちに当該工事を中止し、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（しゅんせつ届出書の提出）

第20条 温泉のゆう出路をしゅんせつしようとする者は、工事の着手前7日までにしゅんせつ届出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（温泉利用許可申請書）

第21条 省令第7条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可申請書（様式第18号）とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1)～(3) 省略

（温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書）

第22条 省令第8条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書（様式第19号）とする。

（温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書）

第23条 省令第9条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書（様式第20号）とする。

（温泉成分等揭示届出書）

第24条 省令第11条に規定する届出書は、温泉成分等揭示届出書（様式第21号）とする。

（温泉利用廃止届出書の提出）

第25条 法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供しなくなつたときは、速やかに温泉利用廃止届出書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

第8条 省略

（工事着手届出書の提出）

第9条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事の着手前7日までに土地掘削・増掘・動力装置工事着手届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（工事状況届出書の提出）

第10条 掘削等の許可を受けた者は、掘削工事又は増掘工事が完了予定期日までに終了しなかつた場合は、以後、当該工事が終了するまで1箇月ごとに、土地掘削・増掘工事状況届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（掘削等の影響）

第11条 掘削等の許可を受けた者は、工事に着手した後、法第4条第1項第1号又は第2号に規定する事由があることを知つたときは、直ちに当該工事を中止し、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（しゅんせつ届出書の提出）

第12条 温泉のゆう出路をしゅんせつしようとする者は、工事の着手前7日までにしゅんせつ届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（温泉利用許可申請書）

第13条 省令第7条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可申請書（様式第10号）とし、同条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1)～(3) 省略

（温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書）

第14条 省令第8条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた法人の合併・分割承認申請書（様式第11号）とする。

（温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書）

第15条 省令第9条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書（様式第12号）とする。

（温泉成分等揭示届出書）

第16条 省令第11条に規定する届出書は、温泉成分等揭示届出書（様式第13号）とする。

（温泉利用廃止届出書の提出）

第17条 法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供しなくなつたときは、速やかに温泉利用廃止届出書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

(温泉成分分析機関登録申請書)

第26条 法第19条第2項に規定する申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(様式第23号)とする。

(温泉成分分析機関申請事項変更届出書)

第27条 省令第15条に規定する届出書は、温泉成分分析機関申請事項変更届出書(様式第24号)とする。

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第28条 省令第16条に規定する届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書(様式第25号)とする。

(温泉採取権取得届出書の提出)

第29条 譲渡、相続等により温泉源から温泉を採取する権利を取得した者(法第14条の3第1項、第14条の4第1項又は第14条の6第2項の規定により承認を受け、又は届け出た者を除く。)は、取得後20日以内に温泉採取権取得届出書(様式第26号)に当該権利を取得したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(氏名等変更届出書の提出)

第30条 掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に氏名等変更届出書(様式第27号)を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第31条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面(以下「申請書等」という。)は、土地の掘削、増掘若しくは動力の装置若しくは温泉の採取に係る土地の所在地又は温泉利用施設若しくは温泉成分分析機関の事務所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、当該土地の所在地が松山市の区域内である場合にあっては、法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条の2第1項、第14条の3第1項、第14条の4第1項、第14条の5第1項、第14条の6第2項、第14条の7第1項及び第14条の8第1項の規定により知事に提出する申請書等は、直接提出しなければならない。

(現地調査)

第32条 知事は、法第3条第1項、第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第11条第1項、第14条の2第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項の許可並びに法第19条第1項の登録の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る現地調査を行うものとする。

(温泉成分分析機関登録申請書)

第18条 法第19条第2項に規定する申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(様式第15号)とする。

(温泉成分分析機関申請事項変更届出書)

第19条 省令第15条に規定する届出書は、温泉成分分析機関申請事項変更届出書(様式第16号)とする。

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第20条 省令第16条に規定する届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書(様式第17号)とする。

(温泉採取権取得届出書の提出)

第21条 譲渡、相続等により温泉源から温泉を採取する権利を取得した者 _____ は、取得後20日以内に温泉採取権取得届出書(様式第18号)に当該権利を取得したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(氏名等変更届出書の提出)

第22条 掘削等の許可を受けた者、温泉源から温泉を採取する者又は法第15条第1項の規定により許可を受けた者は、その氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、10日以内に氏名等変更届出書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由)

第23条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面(以下「申請書等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる _____ 保健所長を経由しなければならない。

- (1) 温泉成分等揭示届出書 揭示をする温泉利用施設の所在地を管轄する保健所長
- (2) 温泉採取権取得届出書 採取権に係る温泉の所在地を管轄する保健所長
- (3) 氏名等変更届出書 掘削等の許可を受けた者にあつては行為地を、温泉源から温泉を採取する者にあつては採取に係る温泉の所在地を、法第15条第1項の規定により許可を受けた者にあつては温泉利用施設の所在地を管轄する保健所長
- (4) その他の申請書等 行為地を管轄する保健所長

(現地調査)

第24条 知事は、法第3条第1項 _____、第11条第1項 _____ 及び第15条第1項の許可並びに法第19条第1項の登録の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る現地調査を行うものとする。

様式第1号(第2条関係) 土地掘削許可申請書

省略	
工事の内容	省略
主要な設備の 構造及び能力	
省略	

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) 申請者が温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (6) 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、申請が温泉法第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために知事が必要と認める書類

2 省略

様式第3号(第4条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 申請者が温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 省略

様式第4号(第5条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1)・(2) 省略
- (3) 申請者が温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面

3 省略

様式第6号(第7条関係) 土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類等を添付すること。

様式第1号(第2条関係) 土地掘削許可申請書

省略	
工事の内容	省略
省略	

注 1 次に掲げる書類等を添付すること。

(1) 省略

- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (3) 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、温泉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準によつて当該申請を審査するために知事が必要と認める書類

2 省略

様式第3号(第4条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 省略

様式第4号(第5条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可を受けた者の相続承認申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1)・(2) 省略
- (3) 温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 省略

様式第5号(第6条関係) 土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類等を添付すること。

(1) 掘削工事又は増掘工事が完了した場合

ア 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2第9号に規定する記録

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(2) 省略

4 省略

様式第7号（第8条関係） 増掘・動力装置許可申請書

省略	
工事の内容	省略
増掘にあつては、 主要な設備の構造及び能力	
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

(1) 省略

(2) 増掘にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図

(3) 増掘にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

(4) 温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

(5) 申請者が温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(6) 省略

(7) 縮尺1万分の1の地図（増掘地点又は動力装置地点から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該増掘地点又は動力装置地点との距離を記載すること。）

(8) 省略

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、申請が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために知事が必要と認める書類

3 省略

様式第15号（第17条関係） 省略

様式第16号（第18条関係） 省略

様式第17号（第20条関係） 省略

様式第18号（第21条関係） 省略

様式第19号（第22条関係） 省略

様式第20号（第23条関係） 省略

様式第21号（第24条 関係） 省略

様式第22号（第25条関係） 省略

(1) 掘削工事又は増掘工事が完了した場合

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

(2) 省略

4 省略

様式第6号（第7条関係） 増掘・動力装置許可申請書

省略	
工事の内容	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類等を添付すること。

(1) 省略

(2) 温泉法 _____（昭和23年法律第125号）第4条第1項第3号から第5号まで

_____に該当しない者であることを誓約する書面

(3) 省略

(4) 縮尺1万分の1の地図（掘削地点 _____から半径1,000メートル以内の地域に温泉のゆう出地がある場合は、当該地図に当該ゆう出地を明記し、当該掘削地点 _____との距離を記載すること。）

(5) 省略

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、_____温泉法 _____第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準によつて当該申請

_____を審査するために知事が必要と認める書類

3 省略

様式第7号（第9条関係） 省略

様式第8号（第10条関係） 省略

様式第9号（第12条関係） 省略

様式第10号（第13条関係） 省略

様式第11号（第14条関係） 省略

様式第12号（第15条関係） 省略

様式第13号（第16条、第23条関係） 省略

様式第14号（第17条関係） 省略

様式第23号（第26条関係） 省略

様式第24号（第27条関係） 省略

様式第25号（第28条関係） 省略

様式第26号（第29条 関係） 省略

様式第27号（第30条 関係） 省略

様式第15号（第18条関係） 省略

様式第16号（第19条関係） 省略

様式第17号（第20条関係） 省略

様式第18号（第21条、第23条関係） 省略

様式第19号（第22条、第23条関係） 省略

第2条 温泉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第6条関係) 掘削・増掘のための施設等変更許可申請書

掘削・増掘のための施設等変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名又は名称及び住所又は
申請者 所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

⑩

掘削又は増掘の許可の別	掘削・増掘	
掘削又は増掘の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
工 事 の 場 所	所在及び地番	
	地 目	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 後 の 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 後 の 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

注1 不要の文字は、消すこと。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した掘削又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、申請が温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第2号に該当するかどうかを審査するために知事が必要と認める書類

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号の次に次の7様式を加える。

様式第 8 号 (第 9 条関係) 温泉採取許可申請書

温 泉 採 取 許 可 申 請 書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
申請者 氏名又は名称及び住所又は 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名	
温泉の採取を行おうとする場所	
温泉採取の開始予定年月日	年 月 日

注 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (2) 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 設備の設置の状況を現した写真
- (4) 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果
 - ア 省令第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果
 - イ 省令第6条の3第1項第2号八に規定するガス排出口が同項第3号イ又は口に掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果
 - ウ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（省令第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。）
- (5) 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、申請が温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために知事が必要と認める書類
- (7) 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

様式第9号（第10条関係） 温泉採取許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

温泉採取許可を受けた法人の合併・分割承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 名称、所在地及
び代表者の氏名

㊞

合併により消滅する法人 又は分割前の法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
温泉採取の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
温泉採取の場所		
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

注1 不要の文字は、消すこと。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号（第11条関係） 温泉採取許可を受けた者の相続承認申請書

温泉採取許可を受けた者の相続承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 氏名、住所及び被
相続人との続柄

印

被相続人の氏名及び住所	
温泉採取の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
温泉採取の場所	
相続開始の日	年 月 日

注 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約する書面

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11号（第12条関係） 可燃性天然ガス濃度確認申請書

可燃性天然ガス濃度確認申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者 氏名又は名称及び住所又は 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 ㊟	
温泉の採取を行おうとする場所	
温泉採取の開始予定年月日	年 月 日
メタンの濃度の測定に関する事項	測定を行つた場所、日及び方法
	測定の結果
	測定を行つた者

注1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- (2) メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために知事が必要と認める書類

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第13条関係） 確認を受けた者の地位承継届出書

<p>確認を受けた者の地位承継届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所又は 届出者 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 ⑩</p>	
温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者	氏名又は名称及び住所又は 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名
地位の承継をした者	氏名又は名称及び住所又は 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名
温泉法第14条の5第1項の確認を受けた日	年 月 日
温泉採取の場所	
地位を承継した日	年 月 日

注1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し
- (2) 相続の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本
 - イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13号（第14条関係） 温泉採取のための施設等変更許可申請書

温泉採取のための施設等変更許可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
氏名又は名称及び住所又は 申請者 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 (印)	
温泉採取の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
温泉採取の場所	
変更の内容	
変更の理由	
変更後の工事の 着手予定年月日	年 月 日
変更後の工事の 完了予定年月日	年 月 日

注1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- (4) 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、申請が温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2第2項第1号に該当するかどうかを審査するために知事が必要と認める書類

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第14号（第15条関係） 温泉採取事業廃止届出書

<p>温泉採取事業廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所又は 届出者 所在地並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 ㊟</p>	
許可年月日及び許可番号 又は確認を受けた日	年 月 日 愛媛県指令 第 号
温 泉 採 取 の 所 場	
廃 止 年 月 日	年 月 日
温泉法（昭和23年法律第 125号）第14条の2第1項 の許可を受けた者にあつ ては、温泉のゆう出路の 埋戻しの状況	

- 注 1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 温泉法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
 - (2) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

附 則

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～3 省略		1～3 省略	
<p>4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第17条の規定に基づく工事着手の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)及び(3) 削除</p> <p>(4) 規則第18条の規定に基づく工事状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 規則第19条の規定に基づく温泉法第4条第1項第1号から第3号までに規定する事由があることを知った旨の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 規則第20条の規定に基づくしゅんせつの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 規則第29条の規定に基づく温泉採取権取得の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 規則第30条の規定に基づく氏名等の変更の届出（掘削等の許可を受けた者及び温泉源から温泉を採取する者が行うものに限る。）の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項及び第11条第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。）に関する事務</p>	<p>4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第9条の規定に基づく工事着手の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)及び(3) 削除</p> <p>(4) 規則第10条の規定に基づく工事状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 規則第11条の規定に基づく温泉法第4条第1項第1号又は第2号に規定する事由があることを知った旨の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 規則第12条の規定に基づくしゅんせつの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 規則第21条の規定に基づく温泉採取権取得の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 規則第22条の規定に基づく氏名等の変更の届出（掘削等の許可を受けた者及び温泉源から温泉を採取する者が行うものに限る。）の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 規則第24条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項及び第11条第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。）に関する事務</p>
4の2～20 省略		4の2～20 省略	

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長				所 長	課 長	
企 画 課	1・2 省 略				企 画 課	1・2 省 略				
	3 温泉法 (昭和23 年法律第 125号) の施行に 関する事 務	1 温泉の公共の浴用又は飲用に 関すること。				3 温泉法 (昭和23 年法律第 125号) の施行に 関する事 務	1 温泉の公共の浴用又は飲用に 関すること。			
		(1)~(4) 省略					(1)~(4) 省略			
		(5) 温泉利用の廃止の届出の受 理(温泉法施行細則(昭和51 年愛媛県規則第28号。以下こ の部において「細則」とい う。)第25条)					(5) 温泉利用の廃止の届出の受 理(温泉法施行細則(昭和51 年愛媛県規則第28号。以下こ の部において「細則」とい う。)第17条)			
		(6) 氏名等の変更の届出の受理 (細則第30条)					(6) 氏名等の変更の届出の受理 (細則第22条)			
		(7)~(10) 省略					(7)~(10) 省略			
	2~4 省略			2~4 省略						
5 現地調査(細則第32条)			5 現地調査(細則第24条)							
4~20 省 略				4~20 省 略						

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の 種 類	事 項	知 事	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	知 事	決裁区分		
				専決者							専決者		
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1~8 省 略						薬 務 衛 生 課	1~8 省 略					
	9 温 泉法 の施 行に	1 土地掘削、増掘及び動力装 置に関すること。						9 温 泉法 の施 行に	1 土地掘削、増掘及び動力装 置に関すること。				
(1)・(2) 省略							(1)・(2) 省略						

関する事務	(3) 工事の着手の届出の受理 (温泉法施行細則(以下この部において「規則」という。)第17条)				
	(4) 許可の有効期間の更新 (第5条第2項、第11条第2項、第3項)				
	(5) 合併又は分割の承認(第4条第2項、第6条第1項、第2項、第11条第2項、第3項)				
	(6) 相続の承認(第4条第2項、第7条第1項、第3項、第11条第2項、第3項)				
	(7) 施設等の変更許可(第4条第2項、第7条の2、第11条第2項)			—	
	(8) 工事の完了又は廃止の届出の受理(第8条第1項、第11条第2項、第3項)				
	(9) 工事の状況の届出の受理(規則第18条)				
	(10) 掘削等の影響の報告の処理(規則第19条)				
	(11) しゅんせつの届出の受理(規則第20条)				
	(12) 温泉採取権の取得の届出の受理(規則第29条)				
	(13) 氏名等の変更の届出の受理(規則第30条)				
	(14) 掘削等の工事を完了した者等に対する措置命令(第8条第3項、第11条第2項)			—	
	(15) 許可の取消し(第9条第1項、第11条第2項、第3項)				
	(16) 許可を受けた者に対する措置命令(第9条第2項、第11条第2項、第3項)				
	(17) 掘削等を行う者に対する緊急措置命令等(第9条の2、第11条第2項)			—	
	(18) 原状回復の命令(第10条、第11条第2項、第3項)				
	(19) 省略				
	2・3 省略				

関する事務	(3) 工事の着手の届出の受理 (温泉法施行細則(以下この部において「規則」という。)第9条)				
	(4) 許可の有効期間の更新 (第5条第2項、第11条第2項_____)				
	(5) 合併又は分割の承認(第4条第2項、第6条第1項、第2項、第11条第2項_____)				
	(6) 相続の承認(第4条第2項、第7条第1項、第3項、第11条第2項_____)				
	(7) 工事の完了又は廃止の届出の受理(第8条第1項、第11条第2項_____)				
	(8) 工事の状況の届出の受理(規則第10条)				
	(9) 掘削等の影響の報告の処理(規則第11条)				
	(10) しゅんせつの届出の受理(規則第12条)				
	(11) 温泉採取権の取得の届出の受理(規則第21条)				
	(12) 氏名等の変更の届出の受理(規則第22条)				
	(13) 許可の取消し(第9条第1項、第11条第2項_____)				
	(14) 措置命令_____ (第9条第2項、第11条第2項_____)				
	(15) 原状回復の命令(第10条、第11条第2項_____)				
	(16) 省略				
	2・3 省略				

	4 温泉の採取に関すること。								
	(1) 許可（第4条第2項、第14条の2第1項、第3項）			—					
	(2) 合併又は分割の承認（第4条第2項、第14条の3）							—	
	(3) 相続の承認（第4条第2項、第14条の4第1項、第3項）								—
	(4) 可燃性天然ガスの濃度の確認（第4条第2項、第14条の5第1項、第2項）								—
	(5) 確認の取消し（第14条の5第3項）			—					
	(6) 確認を受けた者の地位の承継の届出の受理（第14条の6第2項）								—
	(7) 施設等の変更の許可（第4条第2項、第14条の7）							—	
	(8) 廃止の届出の受理（第14条の8第1項）								—
	(9) 廃止した者等に対する措置命令（第14条の8第3項）			—					
	(10) 許可の取消し（第14条の9第1項）			—					
	(11) 許可を受けた者に対する措置命令（第14条の9第2項）			—					
	(12) 採取を行う者に対する緊急措置命令等（第14条の10）			—					
	5 省略								4 省略
	6 省略								5 省略
10～24	省略								10～24
									省略

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。